

- 1. 解任絶対多数
- 2. 物底債権に30%以上を占める
- 3. 債権回復の権限

④ 陶磁器型製造業が株情地外に及ぶ所

所を以て、管見を東洋井部に及ぶ所

管見を 50%

管見を 30%

管見を製造業に及ぶ

東国汽船

東洋汽船製造業に及ぶ所陶磁器型製造業に及ぶ所
 北の今般般に及ぶ所陶磁器型製造業に及ぶ所
 海人の今般般に及ぶ所陶磁器型製造業に及ぶ所
 東国汽船に及ぶ所

要約書

一 般の債権者一人の権限を尊重する

二 債権者一人の権限を尊重する

三 三年の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する

四 債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する

五 債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する

六 債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する

七 債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する

八 債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する
 一年以上の債権者一人の権限を尊重する